

国民健康保険から…

**移動があったら
国民健康保険の届出を**

・社会保険などに加入したのに、喪失届けを忘れると、保険税がそのまま徴収されますので、必ず届け出をしてください。

・国保に加入する場合の資格取得日は、届け出のあった日ではなく社会保険などの資格を喪失した日までさかのぼりますので、ご注意ください。

・届け出は2週間以内に行ってください。

・会社を退職してもそのまま社会保険の任意継続をする場合や社会保険に加入している親などの扶養に入る場合、期間をおかないで再度社会保険などに加入される場合は、国保の届出は必要ありません。

洞爺湖町の受診状況は？

疾病別諸率上位 5位

1人当たり診療費が高い

H18順位 (H17順位)	疾病名	総額診療費
1 (1)	脳 梗 塞	116,213,840円
2 (4)	統合失調症、及び妄想性障害	75,899,670円
3 (一)	神経系の疾患	63,791,560円
4 (2)	その他の心疾患	54,653,180円
5 (6)	糖 尿 病	53,324,520円

受診率が高い

H18順位 (H17順位)	疾病名	受診率	受診件数
1 (1)	脳 梗 塞	5.48%	269件
2 (2)	統合失調症、及び妄想性障害	4.50%	221件
3 (4)	糖 尿 病	2.83%	139件
4 (9)	脳 内 出 血	2.36%	116件
5 (3)	その他の心疾患	2.16%	106件

1件当り診療費が高い

H18順位 (H17順位)	疾病名	1件当り診療費
1 (-)	その他の感染症、寄生虫症	1,200,753円
2 (2)	白 血 病	1,107,530円
3 (3)	悪性リンパ腫	945,713円
4 (-)	血液及び造血器の疾患、免疫機構の障害	819,680円
5 (-)	肝 硬 変	748,009円

・洞爺湖町国民健康保険加入者で平成18年度入院にかかる年間計を疾病別諸率上位5位までを集計しました。

・病気の早期発見のため定期的に町の健康診断を受診してください。

高齢者医療制度の見直しについて

・70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から平成21年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。ただし、既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる

る一定の障害認定を受けた方は除きます。(昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。)

障がい認定を受けている老人保健受給者

・老人保健制度の適用を受けている方は、現在加入している健康保険をやめて、平成20年4月から後期高齢者医療に移ります。ただし、65歳から74歳までの方で、一定の障がいのあることについて認定を受けて老人保健受給者となっている方は、本人の希望により後期高齢者医療へ移らないこともできます。

移らないことを希望する方は、平成20年3月31日までに住民課国保医療係及び各支所で手続きしてください。

なお、1月18日以降に手続きした場合は、4月に支給される年金から保険料が差し引かれることがあります。その場合は後日お返しします。移った場合と移らなかった場合でどちらが有利になるのかは、一人ひとりの状況によって異なります。医療費や保険料の負担などを考えて

医療費と保険料(税)の違い

	医 療 費	保 険 料 (税)
後期高齢者医療に移った場合	1割負担 (現役並所得者は3割)	均等割 43,143円 所得割(所得 - 33万円) × 9.63% 所得割と均等割の合計が保険料です。
後期高齢者医療に移らなかった場合	《65～69歳》3割負担 《70～74歳》2割負担 (現役並み所得者は3割) (注)平成20年3月までは1割負担となります。	現在加入している健康保険に確認してください

判断してください。

問い合わせ
住民課国保医療係
(743002)



北海道や洞爺湖町で行っている医療助成制度の適用状況により、実際の医療費負担は上記より少なくなることがあります。